

名勝木曾川の堤防整備に関する検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「名勝木曾川の堤防整備に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、名勝木曾川における堤防整備について、治水、景観や地勢等の風致、生活や利用の面から検討の上、設計・施工に関する助言を行うことを目的とし、木曾川上流河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(委員)

- 第3条 委員は、有識者と関係行政機関の指定役職者との構成する。
- 2 有識者の委員は、事務所長が2年以内の任期で委嘱し再任を妨げない。
 - 3 関係行政機関の委員は、委員会への出席を代理者に委ねることができる。
 - 4 事務所長は、委員に準ずる者をオブザーバーとして招請することができる。

(委員会)

- 第4条 委員会には委員長を置き、有識者の委員の互選により定める。
- 2 委員長は、議長を務め委員会の議事進行を掌る。
 - 3 委員長は、議事に必要があると認めるときは、前条の委員及びオブザーバー以外の者に対し、委員会への出席、説明や発言を求めることができる。
 - 4 委員会の開催は公開を原則とし、委員の総意により部分的に非公開とすることができる。
 - 5 委員会の配付資料及び議事要旨は、特定の者の利害に関わるものを除き公開を原則とする。

(事務局)

- 第5条 事務局は、木曾川上流河川事務所に置く。
- 2 事務局は、委員会の運営に関する事務、その他の事務を処理する。

(雑則)

- 第6条 この規約の改正は、事務局が委員会に諮り委員の同意をもって行う。
- 2 この規約に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮り委員の意見を聴いて定める。

(附則)

この規約は、令和5年8月2日から施行する。

名勝木曾川の堤防整備に関する検討委員会 委員

有識者

氏 名	所 属	専 門	備 考
おかもと まりこ 岡本 真理子	東海学院大学 教授	景 観	
こい ど よしみつ 小井土 由光	岐阜大学 名誉教授	地 質	
せぐち てつお 瀬口 哲夫	名古屋市立大学 名誉教授	都市計画	
ふじた ゆういちろう 藤田 裕一郎	岐阜大学 名誉教授	河 川	
まるやま ひろむ 丸山 宏	名城大学 名誉教授	景 観	○

〈五十音順 敬称省略〉

○：委員長

関係行政機関

機 関	所 属 役 職	担当行政
岐 阜 県	環境生活部 文化伝承課長	文 化 財
	都市建築部 都市政策課長	景 観
各務原市	教育委員会事務局長	文 化 財
	都市建設部長	景 観
愛 知 県	都市・交通局 公園緑地課長	景 観
犬 山 市	都市整備部長	景 観

〈総務省地方公共団体コード順〉